

別 紙

松江市情報公開審査会 答申第 4 号

答 申

1 審査会の結論

松江市教育委員会教育長が平成 27 年 7 月 22 日付けで行った部分公開決定のうち、「平成 26 年 12 月に保護者から受けたコンパス投げに関する情報とその対応状況」及び「暴力、いじめ、物投げに関する情報とその対応状況」において非公開とした部分のうち、「学年」を非公開とした部分を取消し、これを公開すべきである。

2 審査請求の内容

〈概要〉

本件審査請求人は、松江市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が平成 27 年 7 月 22 日付で行った以下の決定を不服とし、その全ての公開を求めるものである。

公文書名	公開種類	非公開部分	非公開根拠	非公開理由
「クラス替え説明の配布資料」（以下「クラス配布資料」という。）	部分公開	学級、児童を示すアルファベット	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるものであるため。
「平成 26 年 12 月に保護者から受けたコンパス投げに関する情報とその対応状況」（以下「保護者対応記録その 1」という。）	部分公開	学年・学級	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるものであるため。
「暴力、いじめ、物投げに関する情報とその対応状況」（以下「保護者対応記録その 2」という。）	部分公開	学年・学級、個人名、年齢、職業、当該学校以外の学校名	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるものであるため。

〈審査請求人の請求理由〉

第1に、クラス配布資料を公開しても、加害児童と被害児童がアルファベットとなっていて、個人が断定的に特定できない。

第2に、配布後回収されたものの、対象学年の全保護者にいったんは配布されたので、公開すべきである。

第3に、重大事態となったクラスの事案であり、検証するためにも全て公開とすべきである。特に、コンパスや物投げは大事故となる事案であり、子どもの安全、安心に関する情報なので、公開されるべきである。

〈実施機関の主張〉

第1に、非公開部分のうち、「学級」、「学年・学級」、「学年・学級、個人名、年齢、職業、当該学校以外の学校名」を公にすれば、相談した保護者が特定されたり、対象児童が絞られ、特定の個人が識別される状況となりうる。

そして、「児童を示すアルファベット」は、事案に係る児童名を記号化したものであるが、関係保護者が保有する当該学年の諸情報と照合することにより、特定の個人が識別できるようになる。

第2に、当時の学校長は、対象学年の保護者に対し、事実をより詳細に説明できると考え資料をいったん配布したが、必要以上の情報提供は不要と考え、説明終了後、回収した。

第3に、いじめの重大事態の案件では、被害児童及びその保護者に限り情報提供を行うが、その場合でも加害児童等のプライバシーを十分に保護しなければならない。情報公開制度においても同様である。審査請求人が自ら被害の実態把握や検証を行うとする制度や個別法、条例はない。

3 審査会の判断

(1) 本件の争点

第1に、「児童を示すアルファベット」「学級」「学年」「個人名」「年齢」「職業」「当該学校以外の学校名」が、それぞれ条例第7条第2号本文にいう非公開情報にあたるか。

第2に、クラス配布資料については、「配布後回収されたものの、対象学年の全保護者にいったんは配布された」ことをもって、条例第7条第2号但書アにいう「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にあたるか。

第3に、「コンパスや物投げは大事故となる事案であり、子どもの安全、安心に関する情報」であること、「重大事態（いじめ法）となったクラスの事案であり、検証する必要」であることが、条例第7条第2号但書イにいう「人

の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にあたるか。

以上が本件の争点である。

(2) 条例第7条2号本文該当性

ア 条例第7条2号本文は「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については公開しないことを定めている。

そこで、「児童を示すアルファベット」「学級」「学年」「個人名」「年齢」「職業」「当該学校以外の学校名」が本条に定める非公開情報にあたるか、について検討する。

イ 「個人名」「年齢」「職業」「当該学校以外の学校名」について

「個人名」や「年齢」は個人の戸籍的事項である。「職業」や「当該学校以外の学校名」は「個人名」とともに記載されており、その「個人名」に係る人物の社会生活上の立場や所属に関する事項である。

よって、これらはいずれも条例第7条第2号本文にいう「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

ウ 「児童を示すアルファベット」について

(ア) クラス配布資料には10月中旬から翌年3月下旬までの間に、ある学級で起きた児童（児童名はアルファベットで記号化されている）の行動のうち、モノを投げるなどのいわゆる問題行動が記載されている。

(イ) これらの記載内容は、成長途上にある未熟な子供のその成長の過程におけるものであるから、本来その公開についてはより慎重な配慮が必要である。

よって、公開する場合には「児童を示すアルファベット」で示される児童が、その在籍する学校の在校生やその保護者（以下「関係保護者等」という。）を含む第三者において、誰であるのか特定されないことがないよう万全を期す必要がある。

(ウ) 審査請求人に公開されたクラス配布資料は「児童を示すアルファベット」が非公開であるため、そのまま読めば、ある学級に所属する誰かが起こした行動という程度で事実を把握できるととどまり、必ずしも児童を特定できるわけではないと考えられる。

また、アルファベットはそれだけを見れば単なる英文字であって、特定の児童を識別しうるものではない。

しかし、クラス配布資料に記載された複数の問題行動とともに「児童

を示すアルファベット」が公開されると、そのアルファベットごとに各問題行動を分類整理することができるため、例えば、「A」で示された児童について、ある日に物を投げ、別の日にパンチをしたという具合に、複数の行動を集約することで、その児童の人物像を明らかにすることが可能となる。

このように、「児童を示すアルファベット」は複数の問題行動を集約する機能を有するものであり、これにより児童の人物像が明らかとなり、結果として児童の特定がより容易になる。

- (エ) また、クラス配布資料に関する事案については、保護者会が開かれたりしていることから、関係保護者等は、関連する児童について、ある程度の情報を得ていたと思われる。

そのため、「児童を示すアルファベット」ごとの人物像が分かれば、関係保護者等は「児童を示すアルファベット」で示された児童が誰であるか特定することができるということができる。

- (オ) 以上のとおり、「児童を示すアルファベット」は、クラス配布資料に記載された内容や関係保護者等の有する情報などと照合することにより、特定の児童を識別することができることになると言えるので、条例第7条第2号本文かっこ書きにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に当たる。

エ 「学級」について

「学級」は、それ自体では特定の個人を識別しうるものではない。

しかし、「学級」が明らかになると、当該学級に所属する児童という形で個人の特特定が容易になり、クラス配布資料に記載された問題行動の記載内容や関係保護者等の有する情報などと照合することにより、特定の児童を識別することが可能になると言える。

よって、条例第7条第2号本文かっこ書きにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に当たる。

オ 「学年」について

「学年」は、クラス配布資料では公開されていることや、対象となる児童の数を考慮すると、これを公開したからといって特定の個人を識別することにつながらないし、個人の権利利益を害するおそれがあるとも言えない。

よって、「学年」は条例第7条第2号本文には該当しない。

カ 小括

以上のとおりであるから、「児童を示すアルファベット」「学級」「個人

名」「年齢」「職業」「当該学校以外の学校名」は条例第7条第2号本文に該当するが、「学年」はこれに該当しない。

(3) 条例第7条第2号但書ア該当性

ア 条例第7条第2号但書アは「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は非公開情報から除く旨を定めている。

そこで、クラス配布資料については、「配布後回収されたものの、対象学年の全保護者にいったんは配布された」ことをもって、本条にいう「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にあたるかについて検討する。

イ 確かに、クラス配布資料は、本件において対象学年の全保護者に配布されている。

しかし、上記配布は、あくまでその場での説明のためのものであり、配布対象は当該集会の参加者に限られ、説明会終了後は学校が全て回収して情報管理に努めていることからすれば、「公にされた」とは言い難く、また「公にすることが予定」されていたとは言い難い。

ウ よって、クラス配布資料記載内容は条例第7条第2号但書アに該当するとは認められない。

(4) 条例第7条第2号但書イ該当性

ア 条例第7条第2号但書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、公開すべき旨を定めている。

イ 審査請求人は、「コンパスや物投げは大事故となる事案であり、子どもの安全、安心に関する情報」であること、「重大事態（いじめ法）となったクラスの事案であり、検証する必要」があることを主張するが、こうした事態が現在も続いているのか定かでないし、仮にこうした事態が続いているとしても、非公開情報を公開すれば、こうした事態を避けることも認められない。

ウ よって、条例第7条第2号但書イに該当するとは認められない。

(5) まとめ

以上のとおりであるから、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は当審査会に対しいじめ重大事態に関して意見を表明するよう求めたが、当審査会は松江市情報公開条例に基づき公文書公開に関して審査をする機関であって、いじめ重大事態に関する機関ではないので、そのような求めには応じられない。

4 審査会の処理経過等

当審査会の処理経過等は、別記のとおりである。

別記

1 諮問第4号に関する審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年10月15日	松江市教育委員会（以下「審査庁」という。）から諮問
平成27年10月30日 （審査会第1回目）	審議
平成27年11月13日	実施機関から部分公開理由説明書を受理
平成27年11月26日	審査請求人から口頭による意見陳述申立書を受理
平成27年11月30日	審査請求人から意見書を受理
平成27年12月15日 （審査会第2回目）	審議
平成29年6月20日 （審査会第3回目）	審査請求人から口頭による意見陳述、審議
平成29年8月9日 （審査会第4回目）	実施機関から意見聴取、審議
平成29年10月10日 （審査会第5回目）	審議
平成30年3月15日 （審査会第6回目）	審議
平成30年4月10日	審査庁に対して答申

2 松江市情報公開審査会委員名簿

平成 27 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで

氏 名	所 属 等	備 考
居石 正和	島根大学法文学部 教授	会長
嘉村 雄司	島根大学法文学部 准教授	
高尾 雅裕	山陰中央新報社 取締役論説委員長	
松本 さなえ	総務省行政相談委員	
光谷 香朱子	弁護士	

平成 29 年 9 月 1 日以降

氏 名	所 属 等	備 考
居石 正和	島根大学法文学部 教授	会長
大西 智之	弁護士	平成 30 年 1 月 15 日から
嘉村 雄司	島根大学法文学部 准教授	
松本 さなえ	総務省行政相談委員	
光谷 香朱子	弁護士	

光谷委員は、松江市情報公開審査会規則第 3 条第 4 項の規定により、審査会の決議をもって、当該事案に係る審議及び議決に参加しなかった。

3 本件関連条例

松江市情報公開条例 《抜粋》

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政参加の推進による開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、ガス事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の市の施設又は機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の機関の指示により、公にすることができないと認め

られる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。